

増毛町と石狩市との災害時における相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 増毛町（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、又は他の市町村等自治体相互の応援を行う場合（以下「災害時等」という。）の相互応援及び石狩市浜益区雄冬地区（以下「浜益雄冬」という。）の防災対策について、次のとおり協定を締結する。

(災害応急対策用物資及び資機材の供給援助)

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に次の物資の供給援助を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

(職員の派遣)

第3条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を他方に要請することができる。

(被災地情報の広報)

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況等の情報を当該自治体の住民に対し十分に提供することができない状況となった場合は、他方のホームページ等に当該情報を掲載するよう要請することができる。

(収容施設の提供)

第5条 甲及び乙は、災害時等に被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

(応援の要請手続)

第6条 甲又は乙は、第2条から前条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第12条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間

等

- (4) 第4条の規定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- (5) 前条の規定に基づく要請を行う場合は、収容を希望する被災者の人数等
- (5) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び派遣された職員の指揮)

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

- 2 第3条の規定により派遣された職員は、派遣先の首長の指揮のもとに活動するものとする。

(自主的活動)

第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により他方が要請不能の状況にあると判断した場合は、被災地へ職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 甲又は乙は、自主的な応援活動のため職員を他方に派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合は、被災自治体から第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援に要した経費の負担)

第9条 応援に要した経費は要請側が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

- 2 応援を要請した側が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された側が、一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された側の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した側が、応援を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては応援を要請された側がその賠償の責めを負う。

(浜益雄冬の防災対策)

第10条 浜益雄冬と増毛町雄冬地区（以下「増毛雄冬」という。）が一体のコミュニティを形成していることに鑑み、甲は、増毛雄冬の防災対策の対象に浜益雄冬を含めるものとする。

(浜益雄冬の防災対策に要する経費の負担)

第11条 前条の規定により要する経費については、乙が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

(連絡担当部局)

第12条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

(情報の交換)

第13条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年7月5日

甲 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地

増毛町長 石 崎 大 輔

乙 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介